

# 環境研究総合推進費の 一部業務の移管について

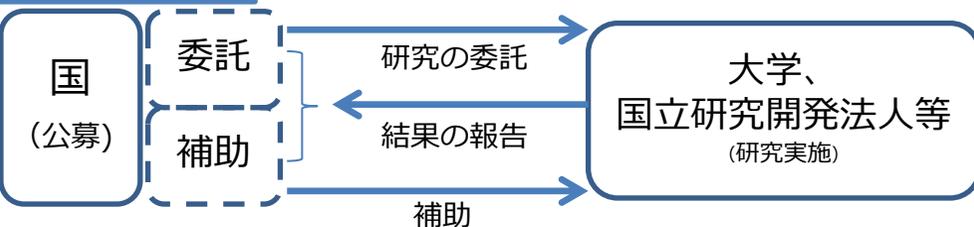
環境省総合環境政策局総務課  
環境研究技術室

# 環境研究総合推進費の概要

## 背景・目的

持続可能な社会の実現に向けた研究を行う統合領域を始め、低炭素領域、資源循環領域、自然共生領域、安全確保領域の5つの領域で環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、研究開発を実施

## 事業スキーム



## 事業概要

国から行政ニーズを提示して、公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金

※平成27年度予算：53億円、実施研究課題：145  
平成28年度予算：52.8億円、実施研究課題：148

## 期待される効果

- (ア) 環境政策の立案・実施
- (イ) 直面する環境問題解決
- (ウ) 国際交渉及び政府間パネル等への科学技術的支援
- (エ) 潜在的な環境リスク要因分析
- (オ) 環境行政推進に必要な計測・分析技術開発
- (カ) 諸外国との環境政策や研究開発の協力関係構築

## 事業の進め方

### 公募・審査の実施

国の「行政ニーズ」を提示して公募

- ※事前審査
- (1)必要性：「行政ニーズ」適合性
  - (2)効率性：研究体制・研究計画の妥当性
  - (3)有効性：達成可能度、(4)経費の妥当性

### 研究開発の実施（委託又は補助）

- (1) 戦略的研究開発領域：平成27年度6プロジェクト  
3億円以内/年、5年以内
- (2) 環境問題対応型研究開発領域：平成27年度139課題  
数百万円～1億円/年、3年以内

- ※中間評価
- (1)研究期間の中間年に実施
  - (2)評価に基づき、研究計画・体制を見直し

### 研究成果の評価・活用

環境政策への貢献

※事後評価 ・研究終了翌年度に実施

※審査・評価は、外部専門家・有識者等による評価委員会を実施。

# 競争的資金に係る方針等

## 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成27年8月20日中央環境審議会答申）（抄）

2. 環境政策に貢献する研究開発の核となる環境研究総合推進費の改善  
第二に、研究成果を最大化するための運営体制の効率化が望まれる。（中略）今後の環境研究総合推進費の運営体制については、他府省の研究資金制度の運営状況も参考にし、手続きの簡素化や予算の弾力的な執行等による研究者にとっての利便性の向上や、審査・評価等の業務の効率化が図られるような体制を構築することが望まれる。

## （参考）研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）（抄）

（独立行政法人への業務の移管等）

第二十七条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を独立行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、可能な限り、これを独立行政法人に移管するものとする。

2 公募型研究開発に係る業務を行う独立行政法人は、その完了までに数年度を要する公募型研究開発を委託して行わせる場合において、可能な限り、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により公募型研究開発に係る資金の効率的な使用が図られるよう努めるものとする。

# (独) 環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

## <背景・趣旨>

- 環境研究・技術開発は、持続可能な社会の構築に不可欠なグリーン・イノベーションの基礎を成すものであり、環境研究・技術開発の効果的な推進方策を提示した、平成27年の中央環境審議会答申においても、研究成果の最大化や効率的な運営体制の構築が求められている。
- また、研究開発力強化法（平成20年法律第63号）等においても、競争的資金を含む公募型研究開発に係る業務の独立行政法人への移管などを通じて、**弾力的な運用等その効率的な運用を図ることが求められている**。
- このため、**環境省本省で行っている競争的資金である環境研究総合推進費の配分業務等を、独立行政法人環境再生保全機構に行わせる**ことで、複数年度にわたる契約の締結を可能にする等、環境研究総合推進費の効率的・効果的な推進を図る。  
※ 競争的資金とは、資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金のことをいう。

## 1. 機構の目的の改正

機構の目的に、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発に係ることを追加する。

## 2. 業務の範囲の改正

機構の業務に、以下のものを追加する。

- ① 大学、国立研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。
- ② ①に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ③ 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。

## 3. 守秘義務規定の新設

機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、2. ①から③までに掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととするとともに、違反者についての罰則を設ける。

- ※ その他、補助金等適正化法の準用や区分経理等所要の規定の整備を行う。
- ※ 平成28年4月13日成立、平成28年10月1日施行。

# (独) 環境再生保全機構への一部業務の移管

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が成立・施行され、下記の環境研究総合推進費に係る業務の一部を独立行政法人環境再生保全機構に移管したものの（平成28年10月1日～）。

## 引き続き環境省が実施

### (1) 推進費の基本方針の検討・策定

- 企画委員会の設置及び制度の全体方針の決定
- 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（中環審答申）の反映
- プログラム・ディレクタ配置及び調査・検討結果の反映

### (2) 行政ニーズ等の策定・提示

- 環境省の行政ニーズを策定・提示
- 戦略研究プロジェクトの形成
- 政策貢献が期待される課題に行政推薦を実施

### (3) 環境政策への活用及び制度全体の管理・評価

- 環境政策への研究成果の活用等の推進
- 制度の評価（追跡評価、制度評価）

## (独) 環境再生保全機構へ移管

### (4) 新規公募及び審査

- 新規公募、採択審査（事前評価）、研究評価（中間評価、事後評価）、研究部会の運営
- 新規公募、審査結果に係る広報活動

### (5) 配分・契約業務

- 配分・契約及び費用精算
- 研究内容の変更等への対応

### (6) 研究者支援・研究体制強化

- 研究者を支援するプログラム・オフィサの配置
- 研究費不正及び研究不正の防止等の対応